

奈良県告示第三百二十七号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	申出撤回日
公益財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番地	平成二十六年二月三日